

# 業務委託仕様書

(目的)

第1条 本業務は、水道法2条に基づき、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清掃保持することを目的とする。

(履行業務)

第2条 受託者は、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の環境保全が図れるように契約書、本仕様書に基づき、能率的かつ安全に業務を履行しなければならない。

- (1) 業務名 上水道施設草刈等業務 (さぬき市)
- (2) 業務場所 さぬき市地内
- (3) 業務期間 令和8年5月1日から令和9年2月26日まで

(業務内容)

第3条 本業務は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) さぬき市内の水道施設の草刈等業務  
業務箇所は別紙のとおり 35箇所 約15700㎡  
・集積・処分も含む。

(業務の安全管理)

第4条 受託者は、業務中の安全には充分配慮し、事故防止に努めなければならない。

(施設の保全)

第5条 受託者は、業務中において既設物を汚損又は損傷を与えぬようにし、万一汚損又は損傷を与えた場合は、受託者の負担において速やかに原形に復旧しなければならない。

(法令等の遵守)

第6条 受託者は、業務の実施に当たっては関係法令、条例及び委託者の関係規程を遵守するものとする。

(業務の管理)

第7条 受託者はいかなる場合でも業務に必要な従業員を確保し、業務に支障をきたさないよう努めるとともに、従業員の労働管理、安全管理及びその他保健衛生管理については十分注意を払わなければならない。受託者は、業務の履行上他の必要な設備等を使用するときは、委託者の承諾を受けなければならない。

(業務の基準)

第8条 委託者は、受託者の行う業務が契約書及び仕様書の定めるところに適合しないと認めるときは、これに適合するよう指示することができる。この場合、受託者は委託者の指示に従わなければならない。受託者は、許可なく土地、建物及び備品等を使用し、又は管理する一切のものを場外に持ち出さないこと。

(書類の提出)

第9条 受託者は、作業終了後、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 写真（着手前、完了時）※写真は着手前と完了時が対比できる写真とする。

(2) 作業報告書（作業日ごとの作業人数及び作業時間を記載）

（支払）

第10条 委託料は口座払いとする。なお、支払は作業月ごととし作業があった場合は、その翌月頭書に速やかに請求書を提出すること。

第11条 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は補足事項が生じた時は、委託者と受託者が協議の上決定する。